

平成31年第1回美祢市議会定例会会議録（その4）

平成31年3月22日（金曜日）

1. 出席議員

1番	末永義美	2番	杉山武志
3番	戎屋昭彦	4番	猶野智和
5番	秋枝秀稔	6番	岡山隆
7番	高木法生	8番	三好睦子
9番	山中佳子	10番	岩本明央
11番	下井克己	12番	秋山哲朗
13番	徳並伍朗	14番	竹岡昌治
15番	安富法明	16番	荒山光広

2. 欠席議員 なし

3. 出席した事務局職員

議会事務局長	綿谷敦朗	議会事務局長補佐	大塚享
議会事務局主任	篠田真理		

4. 説明のため出席した者の職氏名

市長	西岡晃	副市長	波佐間敏
市長公室長	石田淳司	総務部長	田辺剛
総合政策部長	藤澤和昭	市民福祉部長	大野義昭
建設農林部長	志賀雅彦	観光商工部長	西田良平
総務部総務課長	佐々木昭治	総務部財政課長	竹内正夫
総合政策部次長	繁田誠	市民福祉部生活環境課長	古屋敦子
市民福祉部地域福祉課長	内藤賢治	市民福祉部高齢福祉課長	河村充展
建設農林部建設課長	佐伯憲一	教育長	岡崎堅次
病院事業管理者	高橋睦夫	上下水道局長	杉原功一
消防長	松永潤	会計管理者	細田清治
美東総合支所長	東城泰典	秋芳総合支所長	鮎川弘子
教育委員会事務局長	金子彰	病院事業局管理部長	安村芳武
病院事業局経営管理課長	古屋壮之	上下水道局次長	三戸昌子

上下水道局次長 岡田健二
建設農林部農林課長 市村祥二

教育委員会事務局
生涯学習スポーツ推進課長
消防長

秋本勝彦
松永潤

5. 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第 3号 平成30年度美祢市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第 3 議案第 4号 平成30年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正
予算（第3号）
- 日程第 4 議案第 5号 平成30年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第
2号）
- 日程第 5 議案第 6号 平成30年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算
（第4号）
- 日程第 6 議案第 7号 平成30年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補
正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第 8号 平成30年度美祢市水道事業会計補正予算（第2
号）
- 日程第 8 議案第 9号 平成30年度美祢市病院等事業会計補正予算（第2
号）
- 日程第 9 議案第21号 美祢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部
改正について
- 日程第10 議案第22号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の
整理に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第23号 美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部
改正について
- 日程第12 議案第24号 美祢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正
について
- 日程第13 議案第25号 美祢市介護保険条例の一部改正について
- 日程第14 議案第26号 美祢市環境保全条例の一部改正について
- 日程第15 議案第27号 美祢市営住宅条例の一部改正について
- 日程第16 議案第28号 美祢市上下水道事業の設置等に関する条例の一部改
正について

- 日程第17 議案第29号 美祢市水道布設工事監督者が監督業務を行う水道
の布設工事等を定める条例の一部改正について
- 日程第18 議案第10号 平成31年度美祢市一般会計予算
- 日程第19 議案第11号 平成31年度美祢市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第20 議案第12号 平成31年度美祢市観光事業特別会計予算
- 日程第21 議案第13号 平成31年度美祢市環境衛生事業特別会計予算
- 日程第22 議案第14号 平成31年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計予算
- 日程第23 議案第15号 平成31年度美祢市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第24 議案第16号 平成31年度美祢市介護保険事業特別会計予算
- 日程第25 議案第17号 平成31年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計予
算
- 日程第26 議案第18号 平成31年度美祢市水道事業会計予算
- 日程第27 議案第19号 平成31年度美祢市公共下水道事業会計予算
- 日程第28 議案第20号 平成31年度美祢市病院等事業会計予算
- 日程第29 議案第30号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の
数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並
びにこれに伴う規約の変更について
- 日程第30 議案第31号 山口県市町総合事務組合の財産処分について
- 日程第31 議案第32号 美祢市過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第32 少子高齢社会対策調査特別委員会の委員長報告について
- 日程第33 議員派遣について
- 日程第34 議案第35号 美祢市行政組織条例の一部改正について
- 日程第35 議案第36号 美祢市上下水道事業の設置等に関する条例の一部改
正について
- 日程第36 議案第37号 美祢市農産物加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第38号 美祢市直売所みとうの指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第39号 美祢市監査委員の選任について
- 日程第39 2018台中フローラ世界博覧会等訪問に伴う公費支出の妥当性に
関する調査の件
- 日程第40 議員提出議案第1号 美祢市議会委員会条例の一部改正について

6. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開会

○議長（荒山光広君） これより、本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（綿谷敦朗君） 御報告いたします。

本日、配付してございますものは、事務局から議事日程表（第4号）及び議員派遣一覧、以上2件でございます。

御報告を終わります。

○議長（荒山光広君） 本日の議事日程は、配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、高木法生議員、三好睦子議員を指名いたします。

日程第2、議案第3号から日程第31、議案第32号までの計30件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。予算決算委員長。

〔予算決算委員長 猶野智和君 登壇〕

○予算決算委員長（猶野智和君） ただいまより、去る3月4日から6日に開催しました予算決算委員会の委員長報告を申し上げます。

まず、議案の審査結果から御報告いたします。

さきの本会議において、本委員会に付託されました議案2件について、委員全員出席のもと、慎重に審査いたしましたところ、まず、議案第3号平成30年度美祢市一般会計補正予算（第8号）は、全員異議なく原案のとおり可決しております。

また、議案第10号平成31年度美祢市一般会計予算は、賛成多数で原案のとおり可決しております。それでは、議案の審査過程において、委員より質疑等がありましたので、その主なものについて御報告いたします。

まずは、議案第3号平成30年度美祢市一般会計補正予算（第8号）について御報告いたします。

委員より、職員の都合による退職者6名に係る退職手当が計上されている。退職者の年齢構成と退職理由はどのようなものかとの質疑に対し、執行部より、定年退職前、また、40代の職員もいますが、若い世代が中心です。退職理由は、転職や

家庭の事情などさまざまであると把握していますとの答弁がありました。

さらに、委員より、若い世代の退職が多いが、職場環境に問題があるのではないかとの質疑に対し、副市長より、働き方改革が叫ばれる中、市役所においても、職場環境をよりよくしていくことが目標課題であると考えています。明確な上司の指示のもと、職員が目的、目標を持って、働きやすく——働きやすい職場となるよう努めてまいりますとの答弁がありました。

次に、委員より、市の所有地である別府保育園跡地を地域の集会所用地として貸し付けているようだが、どのような契約とされているかとの質疑に対し、執行部より、秋芳町の桧田地区と使用貸借契約を締結し、無償で貸し付けを行っておりますとの答弁がありました。

次に、委員より、衛生センターは、さまざまな補修工事が行われているが、今後の耐久性等についてどのようにお考えかとの質疑に対し、執行部より、衛生センターは、昭和63年の稼働開始から30年以上が経過し、老朽化が進んでいる状況です。後継施設等については、平成30年度事業で、衛生センター施設整備基本計画を策定の上、今後の方針を決定する予定としていますとの答弁がありました。

続いて、議案第10号平成31年度美祢市一般会計予算について御報告いたします。

議案の審査過程において、委員より多くの質疑等がなされましたが、ここでは、3月6日に、市長出席のもと総括質疑を行っておりますので、その内容について、主なものを御報告いたします。

まず、委員より、子どもの医療費について、中学校卒業まで所得制限を設けず、無償化とするお考えはないか、また、敬老祝金支給事業については、県下断トツの支給額を誇っている。見直しを行い、高齢者福祉対策の費用に充てることを検討する考えはないかとの質疑に対し、市長より、医療費の無償化については、現行の事業効果を検証しながら、今後、検討いたします。また、敬老祝金支給事業については、議会からの問題提起を踏まえ、時間をかけて、制度設計の見直しを行うよう担当部署に指示しているところですのでとの答弁がありました。

次に、委員より、施策の中に、世界ジオパークを目指すところがあるが、市民は世界ジオパークになるよりも、他の施策の充実を望んでいると思う。市長はいかがお考えかとの質疑に対し、市長より、市民の意見はさまざまですが、世界ジオパークを目

指すことを決定しています。今後も、市民の皆様に御理解をいただきながら、全市民的に世界ジオパークを目指し、市民と一緒にまちづくりを進めてまいりたいと思っていますとの答弁がありました。

次に、委員より、今回は、骨格予算として149億6,000万円を計上されているが、投資的な事業等を含む肉づけ後の新年度予算の規模はどの程度になるかとの質疑に対し、市長より、今年度は、減債基金の10億円を取り崩したため、予算規模が約165億円になりましたが、新年度は、約155億円前後になると考えています。現在、新年度の肉づけ部分について、予算の査定中であり、これからさらに精査してまいりますとの答弁がありました。

次に、委員より、新年度骨格予算において、財政調整基金、ゆたかなまちづくり基金を合わせて、10億弱取り崩されている。肉づけ前の段階で、これだけの基金が取り崩されている状況を懸念しているが、どのようにお考えかとの質疑に対し、市長より、これまでも議論してまいりましたが、標準財政規模の約10%程度を財政調整基金で保有することが妥当であるとの考え方もあります。基金は多いにこしたことはありませんが、財政状況をしっかり見きわめ、今後の予算編成について精査したいと思いますとの答弁がありました。

次に、委員より、新消防庁舎の移転先を旧大嶺高跡地と判断された時期と理由についてお伺いする。また、移転後の市街地形成や美祢市の全体的なまちづくりをどのように考え、意思決定されたのかとの質疑に対し、市長より、平成29年の5月に、防災センターの整備計画について、市内の数箇所の候補地を挙げて協議を行い、基本構想の策定に入り、その後、決定をしています。また、消防署の移転に伴い、今後の中心市街地のまちづくりをどのようにするのかをあわせて、今年度から来年度にかけて、まちづくりの計画を策定しているところですよとの答弁がありました。

次に、委員より、新消防庁舎の移転先は、大嶺中学校に隣接しているが、教育環境の悪化についてどのようにお考えかとの質疑に対し、市長より、ドクターヘリについては、既に旧大嶺高跡地に離着陸していて、運用されている実績があります。この間、中学校の教育環境についても配慮しています。消防庁舎移転後も、引き続き、十分な配慮をしながら運用したいと考えていますとの答弁がありました。

次に、委員より、企業誘致の状況が思わしくないように――芳しくないように見受けられるが、今後、どのような戦略で推し進められるのかとの問いに対し、市長

より、昨年の4月から、女性職員1名を県の東京本部に企業誘致担当として出向させ、企業との関係を構築しているところです。また、美祢社会復帰促進センターと協力し、さまざまな施策を打っています。そのほか、美東町十文字原にある610ヘクタールの原野に興味を示されている企業があり、現在、農水省の土地名義について、交渉を進めています。その交渉が整い次第、企業進出に関して、話を進めてまいりたいと考えていますとの答弁がありました。

次に、委員より、本市の財政状況などについて発言があり、今後の新庁舎建設を初めとする大型投資についての考えを問われ、市長より、大型投資については、過大とならないよう精査しながら、身の丈に合った事業展開をしてまいりたいと思えますとの答弁がありました。

最後に、委員より意見がございましたので、御報告いたします。

委員より、消防新庁舎建設については、意思決定に至るまでのプロセスが明確になっていない。また、現在の建設予定地に建設されれば、隣接学校の教育環境や安全性を悪化させる懸念を拭えないとの反対意見がありました。

これに対し、新年度予算には、必要最小限のものが含まれており、必要な予算であるとの賛成意見もありました。

以上をもちまして、予算決算委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中といえども、所管事項の調査を行うことを議長に申し出ておりますので、申し添えさせていただきます。

〔予算決算委員長 猶野智和君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 予算決算委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、予算決算委員長の報告を終わります。

〔予算決算委員長 猶野智和君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 続いて、教育経済委員長の報告を求めます。教育経済委員長。

〔教育経済委員長 戎屋昭彦君 登壇〕

○教育経済委員長（戎屋昭彦君） ただいまより、去る3月7日開催の教育経済委員会の委員長報告を申し上げます。

まず、議案の審査結果から御報告いたします。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第5号平成30年度

美祢市観光事業特別会計補正予算（第2号）、議案第12号平成31年度美祢市観光事業特別会計予算、議案第23号美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、及び議案第27号美祢市営住宅条例の一部改正についての4件について、委員全員出席のもと、慎重に審査いたしましたところ、全会一致にて、原案のとおり可決されました。

それでは、議案の審査過程における主な質疑について御報告いたします。

議案第5号平成30年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第2号）について、委員より、平成30年度の秋芳洞の入洞者数は、見込みより10万人以上減となり、観覧料は1億円の減収となる。現在のところ黒字にはなっているが、収入が5億円を下回ると、損益分岐点から見て厳しい状況となる。今後、赤字事業とならない対策として、観光収入の増加や管理費の削減等、どのような方策をお考えかとの質疑に対し、執行部より、秋芳洞・大正洞・景清洞の三洞を維持する費用として、年間約4億から4億5,000万円かかります。観光事業は、平成21年に経営健全化計画を策定の上、6年間かけて黒字化に転換し、その後、3億円の基金積み立てをしています。今年度も数千万円の黒字を見込んでいますが、収益の増加を図らなければならないと考えています。この対策に係る予算については、今後、改めて提示しますとの答弁がありました。

次に、議案第23号美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員より、3月末で閉校する赤郷小学校のグラウンドの管理はどのようになるかとの質疑に対し、執行部より、閉校後も教育委員会が所管いたしますが、その後の使用形態によっては、監理課に所管替えされることもありますとの答弁がありました。

次に、議案第12号平成31年度美祢市観光事業特別会計予算について、委員より、ゴールデンウィーク期間中に、秋吉台、秋芳洞でイベントを計画し、集客しなくては、観光事業として成り立たないのではないかとの質疑に対し、執行部より、一過性のイベントを開催するよりも、秋吉台本来の美しさを広くPRすることで観光客を誘致していくことが、効果的だと考えていますとの答弁がありました。

次に、そのほかの所管事項について、委員より、3月末に閉校する3校の学校備品の処分について、どのようにお考えかとの質疑があり、執行部より、学校備品については、統合先の学校を最優先に、そのほか、市内各学校に移管するなど対応い

たしますとの答弁がありました。

以上をもちまして、教育経済委員長の報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中といえども、所管事項の調査を行うことを議長に申し出ておりますので、申し添えいたします。

〔教育経済委員長 戎屋昭彦君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 教育経済委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、教育経済委員長の報告を終わります。

〔教育経済委員長 戎屋昭彦君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 続いて、総務民生委員長の報告を求めます。総務民生委員長。

〔総務民生委員長 末永義美君 登壇〕

○総務民生委員長（末永義美君） おはようございます。ただいまより、去る3月11日に開催の総務民生委員会の委員長報告を申し上げます。まず、議案の審査過程から御報告します。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案——（発言する者あり）審査結果ですか——はい。審査結果を御報告申し上げます。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案24件について、慎重に審査をいたしたところ、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号及び議案第32号の18件につきまして、いずれも異議なく、全会一致にて、原案のとおり可決されました。

また、議案第4号、議案第6号、議案第11号、議案第16号、議案第17号及び議案第22号の6件については、賛成多数にて、原案のとおり可決しております。

それでは、議案の審査過程における主な質疑、意見等について御報告いたします。

議案第4号平成30年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、委員より、歳入に関し、3款県支出金・1項県補助金・1目保険給付費等交付金の特別交付金保険者努力支援分が減額になっていることについて、県は保険者に、どのような努力を求めているのかとの質疑に対し、執行部より、保険者努力支援分は、例えば、特定健診事業の実績等、一定の水準に基づき交付されるもので

す。本市における特定健診の受診率は、県内トップクラスを誇っていますが、県に当初、特定健診事業の見込みを申請した目標数値に達していなかったため、減額補正となるものですとの答弁がありました。

次に、議案第6号平成30年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、介護認定審査会及び介護認定審査会委員報酬に関し、委員より、審査会の開催状況等について質疑があり、執行部より、認定審査会は、毎週水曜日に本庁で、また木曜日に各総合支所で開催していますが、現在は、審査会委員の負担や経費を軽減するため、審査会の回数を減らすよう取り組んでいます。これによって今年度は、審査会開催回数は61回を見込んでいますが、来年度は54回程度の見込みを立てています。また、審査会では、申請された年間約2,000件の案件につきまして、審査をしていただいていますとの答弁がありました。

これに対し、委員より、審査会の回数を減らすことにより、介護認定が滞るようなことはないかとの質疑があり、執行部より、審査件数が若干減少傾向にあるため、審査会の開催回数を減らしています。市民へのサービスが滞ることがないよう保険者として対応していますとの答弁がありました。

次に、議案第9号平成30年度美祢市病院事業——病院等事業会計補正予算（第2号）について、委員より、一般病床から地域包括ケア病床への転換の状況と、それぞれの病床における入院単価に関する観点から質疑があり、執行部より、市立病院では、平成30年度より一般病床から地域包括ケア病床への転換を目指し、当初は52床を地域包括ケア病床に移行する予定でしたが、施設基準等の制約から、現在は30床に抑えています。一般病床については、手術等を伴えば、高い入院単価を得ることができますが、1週間から2週間で単価は下がっていきます。一方、地域包括ケア病床は、最大60日まで長期療養が可能になり、一定の入院単価が担保できます。また、患者さんも急性期の治療を終えたのち、在宅復帰に向けて、リハビリ等に専念していただけるというメリットもありますとの答弁がありました。

また、委員より、医療機器の購入で約2億円が支出されている。留保財源も少ない中で、医療機器等を今後どのように整備する計画にしているのかとの質疑に対し、執行部より、二つの市立病院では、それぞれ高額な医療機器を購入しています。医療機器は、通常、耐用年数を経過したのち更新しますが、両病院ともに、ここ数年の経営状況が芳しくないため、基本的には、可能な限り使用することを大前提とし、

資本的支出の予算を抑制する方針としていますとの答弁がありました。

また、病院事業管理者より、医療機器の更新については、採算性や必要性など将来の見込みを立て、必要最小限に行っていきたいと思います。病院の経営については、入院患者をふやすことが必要であり、市民に選んでいただける、愛される病院にするため、全職員で改革に取り組んでいますので、御理解いただきたいとの答弁がありました。

次に、議案第18号平成31年度美祢市水道事業会計予算について、委員より、秋芳南部地域の水道水硬度低減化に係る上野・秋吉地区水道統合整備事業について、水道管、配管の耐震性に関する質疑がなされ、執行部より、水道管は、耐震性を備えたもので整備する予定である旨、答弁がありました。

この上野・秋吉地区水道統合整備事業については、その他の所管事項において、委員より、事業の年次計画、進捗状況について質問があり、執行部より資料を提示の上、秋芳・南部地域の水道水硬度低減化による給水開始は、平成34年度末を目指しているとの答弁がありました。

また、全体を通して、このほかにも質疑、意見がございましたが、内容については割愛させていただきます。

以上をもちまして、総務民生委員長報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中といえども、所管事項の調査を行うことを議長に申し出ておりますので、申し添えいたします。

〔総務民生委員長 末永義美君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 総務民生委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、総務民生委員長の報告を終わります。

〔総務民生委員長 末永義美君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。ただいま、予算決算委員長、教育経済委員長、総務民生委員長からの申し出のとおり、委員会の所管事項につきまして、閉会中も調査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の所管事項についま

しては、閉会中も調査することに決しました。

これより、議案の討論、採決に入ります。

日程第2、議案第3号平成30年度美祢市一般会計補正予算（第8号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第3号を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第4号平成30年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） 美祢市の国保会計は4方式で、資産割がありました。そのため、国民年金等、年金が少なくても、家屋敷があるため、国保税の負担が重かったのです。このたび3方式にするよう——3方式になりました。

また、国保加入者の健康診断料が1,000円必要でしたが、これも、1,000円がなくなりました。この2つについて、毎回、私も改善を求めてまいりましたが、今回、改善ができて、本当によいことだと思います。

しかし、この平成30年度から、国保が県単位化にされたので、他市と同じように足並みがそろったのだと思います。県単位化でよいというわけではありません。他市では、一般会計から法定外繰り入れをして、国保税の負担を軽くしていましたが、この県単位化は、この法定外繰り入れを認めていないのです。

美祢市は、国保税の滞納世帯に、滞納相談等、寄り添った対応をしていましたが、県単位化になると、有無を言わせないといった差し押さえなど、厳しい対応が迫られるのではないかと、国保加入者への暮らしの悪影響が懸念されます。したがって、この国保の広域化、県単位化に反対いたします。美祢市の国保会計には、約6億円の30年度の基金保有額でありますので、国保税を軽く——負担を軽くするべきだと意見を述べます。

○議長（荒山光広君） その他御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） これより、議案第4号を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒山光広君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第5号平成30年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第5号を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第6号平成30年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第6号を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第7号平成30年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第7号を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決

であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第8号平成30年度美祢市水道事業会計補正予算（第2号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第8号を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第9号平成30年度美祢市病院等事業会計補正予算（第2号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。岡山議員。

○6番（岡山 隆君） 議案第9号平成30年度美祢市病院等事業会計補正予算における賛成の意見を申し上げます。

既にですね、総務民生委員会において、当議案につきましては、質疑をさせていただいております。

それで、美祢市病院等事業の予定損益計算書においてですね、当年度の純損失は約2億8,000万円となりました。そして、当年度未処理欠損金は約9億5,000万円となっています。平成30年度補填財源計算書では、病院等事業会計における補填財源は約526万円しかありません。病院事業の収益的収入における医業収益をいかに上げていくかが問われております。

それで、高橋病院事業管理者は、美祢市は想定を上回る人口減少で、市立病院に外来患者、入院患者を確保することは、非常に困難なことは想定されまると答弁されております。だから、市立病院と美東病院の機能分化で、市立病院は急性期、美東病院は慢性期というように機能分化を図ることが必要であると言われております。

また、職員の人件費は、年齢上昇で経費抑制が難しいと説明もされているところでございます。最終的には、ドクターの交流を図り、美東病院の消化器内科の専門

医を市立病院に、循環器の専門医を美東病院というように、交流を密接に図って
いて、患者さんの確保に努めたいと、このように改革的なお話を説明されました。

現実には、想定をはるかにですね、私たちの想定を上回る人口減少、少子超高齢
化等、美祢市以外の病院が、この地域包括ケア病床をつくり込んでいって——美祢
市以上につくり込んでいっております。患者を抱え込んでいるために、急性期が終
わった患者といえども、美祢市立病院に戻ってこられない。こういった状況等とい
うものが生まれているわけでございます。ということは、ますます医業収益が減少
していくという悪循環に陥っているということが、非常に伺えるわけでございます。

今後、今年度と同じ純損失2億8,000万円が三、四年続ければ、10億円を
超え、未処理欠損金が合わせて20億ともなれば、大変なことになります。こうい
ったところをしっかりとですね、私は市民の皆さんにもしっかりと理解していただ
いておくことが重要であるということで、この件については、私は、きょう発言す
るかしないか非常に迷いましたけれども、こういったところのものというのは、し
っかりと市民の皆さんに理解しておくことが重要であるという、こういった観点か
ら、きょうは賛成という形での討論をさせていただいているわけでございます。

早速ですね、このSDGs、持続可能な開発目標でも、今、いろいろ立ち上げら
れておりますけれども、病院等事業にあるべき、こういった諮問委員会等ですね、
立ち上げられることを希望し、賛成の意見とさせていただきます。

以上です。

○議長（荒山光広君） その他御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第9号を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決
であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決さ
れました。

日程第9、議案第21号美祢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正
についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第21号を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第22号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） この消費税10%増税の条例に反対いたします。

低所得者への対策、増税対策を行おうとしていますが——国はしておりますが、税率ポイント還元など、市民には理解しにくい対策となっています。消費税は所得が少ない人ほど負担率が高くなる不公平な税制です。日本共産党は、こうした不公平税制を改め、税金の集め方、使い方を抜本的に改革して、消費税に頼らなくても、社会保障や教育予算の財源が確保できるようなことを提言しておりますことを申し添えます。

以上、意見といたします。

○議長（荒山光広君） その他御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第22号を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒山光広君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第23号美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第23号を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第24号美祢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第24号を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第25号美祢市介護保険条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） この条例に賛成をいたします。賛成意見を述べさせていただきます。

介護保険は13段階あるのです——美祢市の場合、13段階あるのですが、そのうちの1段階、2段階、3段階と、低所得者に対して、今回の条例は軽減がなされております。曲がりなりにも、保険料の軽減がなされておりますので、賛成いたします。

5段階では、標準が1とした場合に、4段階の人は0.8%の率なので、この4段階の人も軽減するべきだと意見を述べます。

以上です。

○議長（荒山光広君） その他御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第25号を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第26号美祢市環境保全条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第26号を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15号、議案第27号美祢市営住宅条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第27号を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第28号美祢市上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第28号を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第29号美祢市水道布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事等を定める条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第29号を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第10号平成31年度美祢市一般会計予算の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 私は反対の立場から討論させていただきます。

当初から、平成31年度の一般会計当初予算につきましては、反対の立場をとっておりました。

12月議会、そして、3月議会の予算委員会並びに一般質問でもお話をいたしました。消防庁舎・消防防災センターの整備事業について、建てかえそのものについて反対するものではありませんが、場所について、どうしても納得がいかないということで反対の意見を申させていただきます。

まずですね、大嶺中の隣接、大嶺高等学校跡地に消防庁舎・消防防災センターを建設すると、こういう議案でございます。

そこでですね、これは、12月議会の放映を見られて、多くの市民の皆さん、そして、かつて美祢市の教育行政に御尽力いただいた方々から、電話ではありますが、連日、御意見をいただきました。そして、ぜひ、議会において代弁してほしいと、こういうことでございますので、3点についてですね、御紹介をしたいと思います。

まず1点は、大嶺中学校の教育環境を著しく悪くすること。救急車のサイレン、勉強や試験中にサイレンの音を聞くと——「惻隱の情」というのを私、初めてお聞きしたんです。非常に勉強しておりませんのでわかりませんでした。惻隱の情が起きるといふことだそうでございます。

たしか、一般質問のときも申し上げたと思います。本会議中に救急車が出動しま

したよね。サイレンの吹鳴の音を聞いて、皆さんもお考えになったと思うんですね。私も、ひょっとして家内が具合が悪くなったんかなとか、こう思うわけですね。伊佐のほうに向いて行けばそう思う。それから西のほうに向いて行けば、西に住んでおられる方が、身内が、ひょっとして具合が悪いんじゃないかな。火災が起きれば、ひょっとしてうちの家じゃないかな。こうした、誰それさんの家じゃないかなとか、これが惻隱の情ということだそうでございますが。そのためにですね、勉学、試験等において、非常に集中率をなくするようになると、これは避けていただきたいと、こういうことなんです。300メートルしか離れてないよと。国道に出てからサイレンを鳴らすんだとおっしゃるんですが、小高い所はやっぱり聞こえるんですね、もろに。

2番目がですね、大嶺高校を誘致したときの先人の皆さんの思いを大切にすべきであると、こういう御意見なんです。当時の牛尾美鶴市長、ここにおられる議員さん方、御存じの方かどうかわかりませんが、私はかつて農協時代に——農協の職員時代に、牛尾市長とお会いしながらお話したこともあります。その牛尾美鶴市長や教育関係者、さらには、土地を提供された地権者の皆さん、その教育に対する思いをやはり大切にしてほしいと。閑静なあの小高い学び舎の丘、これをヘリや救急車、そして危険、騒音、そうしたものをですね、侵すべきじゃないという意見がございました。

3番目が、さらに大嶺高校跡地、大嶺中も含めてですね、美祢市のあそこが、体育の振興と発展に寄与した、そうした歴史を重んじるべきだと。いわゆる教育ゾーンとして残すべきだという御意見が非常に多かったです。このことについては代弁をさせていただきます。

加えて、今まさにですね、美祢市の10年間の総合計画を策定するということで、先日も夜、長時間にわたりまして、議論をやったわけではありますが、少子高齢化が異常なほど進展していております。平均して、500人ずつ、ずっと減ってきました。まだまだ減っていくであろうというような予想も立っておりますが、その上に申し上げましたが、地方卸売市場もなくなる。これを契機に、地元の商店は廃業された。そして、地域経済がですね、もうほとんど壊滅状態に、今なっております。

このような状況の中で、やっぱり、性根を入れて、まちづくりを考えていかなくちやいけない。この中心市街地、このあいだも総合計画の中にもありましたけど、

教育ゾーンあるいは公共施設をどこに持っていくかというゾーニング、あるいは経済を、どこで経済活動をさせるんか、住居をどのようにするんかという、いわゆるまちづくりをですね、考えていかなくちやいけないと思うわけでありまして。

先取りをしてですね、早い者勝ちというような状態がありますと、私もいつも申し上げておりますが、やっぱり自然発生型の都市になってしまう。これは、市長も御理解いただいております。やはり、計画的にゾーニングしていく必要があると私は思っております。

さらにですね、教育行政にしてもしかりであります。もっとしっかりしたビジョンに基づいて、美祢市の教育ゾーンを示され、今回も消防自体が私は悪いとは言いません。消防署の職員の皆さんが真剣にですね、やっぱり美祢市の安全・安心の対策を講じられ、防災も含め、何か非常時があったときも考えられて、それはそれで立派なことだと思っておりますが、残念ながら、全体像を見ておられなかった。しかも教育委員会は押し切られたというような、どうしても思いが残るわけでありまして。将来を見据えた教育行政をしっかり執行していただきたい。

さらに、3月の20日——昨日ぐらいですか、実は伊佐小学校の卒業式に参加いたしました。驚きました。18名の生徒が卒業するわけでありまして。たしか男子が10人、女子が8人だったと思っております。18名の小学校の生徒が、伊佐中に行かれるのは、わずかに10名だと聞いております。8名の方は、伊佐中に上がらないんです。違う所に行かれるんです。45%の生徒がですね、そのまま地域の中学に行かないという状態があります。これには驚きました。この数値をどう判断するかは、教育委員会の考えだろうと思っておりますが、しかし、この傾向は、私はとまらないと思います。進んでいくと思います。

そして、今伊佐小にですね、2年生になる子が10人しかおりません。そんな状態なんです。これがまた、4人も5人もほかのところへ行かれるという状態がくれば、あと6年後ですよ、とんでもない状態が出てくる。そういうことで、ぜひ教育委員会のほうも、今回は押し切られたような感を私は受けるわけでありまして、もしできることなら、再考を促しながら、私は反対意見としたいと思っております。

もう1点、申し上げたいと思っておりますが、ぜひですね、東部の消防署、これをやっぱり機能強化してですね、郡部の、いわゆる防災センターとしての機能をやるということも一つの案であろうと私は思っております。

以上をもちまして、反対の意見とさせていただきます。

○議長（荒山光広君） その他御意見ございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） この議案に反対いたします。子どもの医療費の中学校卒業など無料化——子どもの医療費は中学校卒業までの無料化、また、保育料の市の独自の軽減など、また、二つの病院の存続など評価できる施策もありますが、消費税10%を見込んだ予算であり、反対いたします。

市民がまちづくり——市民が主役のまちづくり——市長は、市民が主役のまちづくりを掲げておられます。市民の声をしっかり取り入れた事業展開を望みます。

○議長（荒山光広君） その他御意見はございませんか。岡山議員。

○6番（岡山 隆君） 今、反対の意見を2名の方されました。ここで賛成意見が出てきていない。そういったことで、私は賛成の立場で意見を述べさせていただきたいと思います。

今回、実際、私は今、大嶺中学校、また大嶺高校の跡地、これに関しましては、小中一貫校です、しっかりとその辺を深めて、もう少し配慮した対応をしていただきたいと、こういった思いというものも非常に強くあります。がしかし、この消防庁舎の建設ということで、これも消防署関係者、これももう四、五年前からずっと場所等、また規模等、ずっと検討をされてきた事案であったとっております。それがもう少し広い視点であれば、今回のことには、ちょっといかなかったかなと、そういう思いも少し感じております。

またドクターヘリの運行等、現実的にはこの大嶺高運動場、これには毎年十数回ぐらい着陸してるということで、これによって多くの命が、失われそうな命というものが助かってきたということもあります。また、今後、中学校生徒さんが運動中に倒れたり何かあったときにはですね、非常に命を救っていく。非常にそういった面においては、リスクの軽減というのがですね、下がってきて助かる可能性というのもあるのではないかと、こういう視点もあると私は思っているわけでございます。

いずれにしても今後、今、私も竹岡議員と同じように、この3日ぐらい前に伊佐小の卒業式に出て、実際、地元に残る者が10名、非常にそういった中で、今後、考えていかなくちゃならない。

ちょっと話はずれますけれども、そういった面では、今後、教育の一環的なこと

に関しては考えていただきたいと思うと同時に、いずれにしても、この消防署の新庁舎においては、完璧ではないという点もありますけれども、私は、消防庁舎の建設的には課題はあるけれども、今後、その辺の課題というのを一つ一つ回復していただきたい。そういったことを進めるということの条件で、賛成の意見とさせていただきます。

○議長（荒山光広君） その他御意見ございませんか。徳並議員。

○13番（徳並伍朗君） 私は、反対の意見を述べさせていただきます。

先ほど竹岡議員のほうから、伊佐小学校の卒業生のことがありました。18名のうち、8名はよその学校に行かれるということで。実は私も、小学校の卒業式にも参加させていただきました。於福小学校は7名卒業で、3名はよその学校に、4名しか中学校に行かない。こういう状態が、今後どんどん進んでいくんじゃないかなと。

そして、今から約——今度は10年ぐらい先のことを考えたら、恐らく、子どもたちは半減するであろうと思います。そうすると小学校の状況、中学校の状況、どうだろうかというふうを考えるわけであります。

教育長自身も言われましたけれど、やはり小中一貫校というのも、先々ですね、先々考えなければいけないなというふうな気持ちでありますし、子どもたちも、地元の中学校に行つてほしいという気持ちはある——地域の人たちはあるわけですが、やはりスポーツだとか、あるいは勉強を、多くの人と頑張つてみたいということで、恐らく、そういうふうなところに行かれるんじゃないかなというふうに思っております。

やっぱり消防車、あるいは防災ヘリといひますか、救急ヘリといひますか——の音については、市長は配慮しておるということではありますが、配慮っていうのは、教育に全く影響ありません。ないほうがいいんですよ、配慮はしないほうが。

音の静かなところで、そして安全なところで、子どもたちを勉強させていくと。それが一番、教育の目的じゃないですか。危ないところでやらせることないです。ましてや国道、それから私も言いましたけど、美祢線が——JRが通る。また、近くには保育園がある。そういうところでやるべきかは、もうちょっと静かなところで、周りにも影響のないところにして、消防署を移転されるべきだと思っております。

もちろん、消防署移転については、反対ではございませんけれど、将来の、もう先々10年先のこと見据えたらですね、本当に教育というもの、大嶺高の跡地、これは大事だと。

そしてまた、給食センターのこともあります。美祢市内の子どもたちが半分以上通うところに——将来ですよ。そういうところに給食センターつくったら、非常にこう、費用対効果もあるだろうしというふうな気持ちを持って、私は反対の意見いたします。

○議長（荒山光広君） その他御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第10号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒山光広君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第11号平成31年度美祢市国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） 国保の単位化——この議案に反対いたします。国保の県単位化、広域化は医療費を削減するために導入されていますので、反対いたします。

この県単位化は、県を司令塔として、市町の国保会計の収支、税理、保険税と保険給付費を直接管理、コントロールする仕組み——コントロールをして、医療費を抑えることが狙いとなっています。こうした国保の広域化、単位化に反対をいたします。

美祢市は、基金保有額が約6億円あります。この基金の一部を使って、国保税の負担を軽くすることができると思います。県単位化は、納付金の100%納付が義務づけられていますが、保険税の納付率を上げるためにも、国保税の負担を軽くすべきだと意見を述べます。

○議長（荒山光広君） その他御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第11号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒山光広君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第12号平成31年度美祢市観光事業特別会計予算の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第12号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第13号平成31年度美祢市環境衛生事業特別会計予算の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第13号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第14号平成31年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計予算の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第14号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第15号平成31年度美祢市農業集落排水事業特別会計予算の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第15号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第16号平成31年度美祢市介護保険事業特別会計予算の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） この予算に反対いたします。以下、反対理由を述べます。反対意見を述べさせていただきます。

保険給付の減額予算、介護認定審査会費を含む総務費の減の予算に反対です。

介護を受けたいとき、基本チェックリストに記入することになりますが、このチェックリストの記入は窓口で行われ、介護利用の抑制につながり——介護利用の抑制につながって、介護を受けにくい状態になっているのではないかと考えます。したがって、必要があってもサービス——介護に必要があっても、利用できない状態を引き起こしてしまうのではないかと考えます。高齢者の福祉を——高齢者の暮らしを、全体を一層——高齢者の暮らし全体を、一層悪化させるものではないかと考えます。

介護保険制度は国保——済みません。保険料支払い、要介護認定を経て、自己負担で介護保険サービスを行う権利が保障される仕組みです。要介護認定を受けることは、保険料を払っている人の権利です。市の窓口で要介護認定を受けるか、認定を受けずに市町による総合事業サービスを使うか、この振り分けが、このチェックリストで行われると考えます。このことは、介護の基本原理に反するものと考えておりますので、以上、私の意見を述べました。反対意見です。

○議長（荒山光広君） その他御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第16号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒山光広君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25号、議案第17号平成31年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計予算の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） この予算に反対いたします。以下、反対意見を述べさせていただきます。

後期高齢者医療制度の仕組みと制度は、その仕組みとして、後期高齢者の人口と医療給付が増加すればするほど、保険料の値上がりに直結しており、受診抑制をもたらす、高齢者にとっては、最悪の医療制度だと思います。低所得者に対して、保険料軽減の特例軽減措置はありますが、これは期限前提つきの部分もありまして、万全な対策とはいえません。安心して医療にかかれる制度にするべきだと意見を述べます。

○議長（荒山光広君） その他御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第17号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒山光広君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第18号平成31年度美祢市水道事業会計予算の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第18号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決

であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第19号平成31年度美祢市公共下水道事業会計予算の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第19号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28、議案第20号平成31年度美祢市病院等事業会計予算の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第20号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29、議案第30号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第30号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第30、議案第31号山口県市町総合事務組合の財産処分についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第31号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第31、議案第32号美祢市過疎地域自立促進計画の一部変更についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第32号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第32、少子高齢社会対策調査特別委員会の委員長報告についてを議題といたします。

この際、特別委員長の報告を求めます。少子高齢社会対策調査特別委員長。

〔少子高齢社会対策調査特別委員長 猶野智和君 登壇〕

○少子高齢社会対策調査特別委員長（猶野智和君） ただいまより、去る3月8日に開催しました少子高齢社会対策調査特別委員会の委員長報告を申し上げます。

各分科会長より、分科会の調査研究の状況について報告がありましたので、御報告いたします。

まず、少子社会対策分科会会長より、少子社会対策分科会におきまして、アンケート調査の実施を検討していましたが、現在、執行部において、次期美祢市子ども

も・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査を実施し、結果の集計をされています。

そこで、分科会としては、現行の事業計画に基づき実施されている各施策の進捗状況や、市民ニーズとのマッチングを改めて検証していくこととなりましたとの報告がありました。

次に、高齢社会対策分科会においては、これまで6回にわたり、本市の高齢福祉のあり方について、地域包括ケアシステムの構築を初めとする諸課題を議論し、高齢社会対策分科会資料を作成、添付の上、報告書を提出いただいております。

報告書及び添付資料の内容等については、同日の委員会に諮り、全会一致で、本特別委員会の報告書とすることといたしているところです。あわせて、高齢社会対策分科会は、一定の調査、報告を終えたことを委員全員で了承されております。

それでは、報告書の内容について、簡潔に申し上げます。

高齢社会対策について、本特別委員会は、統計データ及び執行部から提出いただいた資料、説明等に基づき、全国における高齢化の推移や将来推計、また、本市における高齢化予測と、将来、高齢者を支える若年層の減少や少子化の実態、さらに、人生100年時代を迎え、高齢者がどのような人生を望まれるのかなどについて、分科会を中心に議論を行いました。

その中では、超高齢社会の想定として、日本の人口は2010年の1億2,806万人をピークに減少の一途をたどり、2040年には、16.3%減の1億728万人となり、高齢化率は36.1%になると予測されていますが、そのとき、本市の高齢化率は実に40%になること、また本市全人口の8.7%、約1,500人が高齢者の単独世帯となり、90歳以上の超高齢者は、約1,400人になること等について認識が図られました。

その上で、現在、一億総活躍社会の実現や働き方改革の実現に係る高齢者の就業促進、また、人生100年時代構想会議など的高齢者の就業、所得、健康福祉、学習、社会参加、また、生活環境などについて、国が取り組みを推進する項目を鑑み、本市の高齢社会対策として、高齢者福祉の充実を図るため、次のような意見を取りまとめたところです。

表題は、「誰もが住みたくなる美祢市を目指して」としております。内容を申し上げます。

「少子高齢化は全国的な問題であるが、過疎化の本市は、全国平均よりさらに高齢化が顕著に進んでいる。団塊の世代が高齢者になる2025年問題の対応、さらに、団塊の世代が90歳を迎える2040年の超高齢社会、加えて独居高齢者が、美祢市の全人口の8.7%を占める状態を迎える」と前置きをいたしまして、「人生100歳時代の到来に、少しでも健康でアクティブな生活を送るために、今から準備をする必要がある。特に、生涯活躍のまち基本構想の事業推進に着手すること」。

次に、「地域包括システムの導入は、各々の機能が歯車のごとく確実に噛み合い、回転すること、つまり、病院、介護施設、居宅回帰など全ての機能が順調に回ることが重要である。特に、各事業所の実施状況の数値を正確に把握し推進すること」。

次に、「包括支援センターは、第三者的立場から、公平・公正で効率的な運営を望むものである」としています。

次に、「美祢市地域福祉計画及び活動計画に記述されている計画の推進体制を強力に進めていただきたい」とし、一つ目に「市民との協力」、二つ目に「市と社会福祉協議会との連携」、そして三つ目に「計画の進行管理」をうたい、特に、地区社会、福祉協議会の役割を強化するよう求めています。

最後に、「認知症対策にも十分配慮し、地域ごとの特性を活かした事業の取り組みマニュアルを早急に構築され、誰もが住みたくなる美祢市を目指していただきたい」と締めくくっております。

以上が、高齢社会対策に対する本委員会の調査研究の結果でございます。

なお、少子社会対策については、現在も分科会で協議中であり、今後も調査研究を継続してまいりますので、ただいま申し上げた高齢社会対策のまとめについては、本特別委員会の中間報告といたしたいと思っております。

以上をもちまして、少子高齢社会対策調査特別委員会の委員長報告を終わります。

〔少子高齢社会対策調査特別委員長 猶野智和君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 少子高齢社会対策調査特別委員長報告に対する質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、少子高齢社会対策調査特別委員会の委員長報告についてを終わります。

〔少子高齢社会対策調査特別委員長 猶野智和君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 日程第33、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第158条の規定により、お手元に配付いたしたとおり議員を派遣したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣をすることに決しました。

さらに、お諮りいたします。ただいま決定いたしました議員派遣につきましては、その後の事情により変更が生じた場合は、変更の決定について議長に委任いただきたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、その後の事情により変更が生じた場合は、変更の決定について議長に委任いただくことに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時29分休憩

午後 1時15分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き、会議を開きます。

この際、執行部より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。安村病院事業局管理部長。

○病院事業局管理部長（安村芳武君） 午前中の平成30年度美祢市病院等事業会計補正予算の審議において、岡山議員より賛成意見の一部として、総務民生委員会において、病院事業管理者としては、市立病院は急性期、美東病院は慢性期といった機能分化を図ることが必要と考えているとの趣旨の発言がありました。

しかし、委員会での管理者の発言の趣旨は、機能分化の考え方もありうるが、市立病院、美東病院とも救急対応、急性期対応が必要であり、現在、そのようなことは考えていないということにありますので、訂正をお願いしたいと考えています。

以上です。

○議長（荒山光広君） そのように訂正をさせていただきます。三好議員。

○8番（三好睦子君） 発言の訂正をお願いいたします。

議案第16号で、平成31年度美祢市介護保険事業特別会計予算の討論のときに、介護保険制度は保険料が——保険料を支払い、要介護認定を経て、自己負担でって言いましたが、その自己負担の前に1割ないし、3割のっていうのを言いそびれておりましたので、これをつけ加えて訂正をお願いいたします。ですから、介護認定を経て、1割ないし3割の自己負担で介護保険サービスを使うということで訂正をお願いいたします。議事録の訂正もよろしくをお願いいたします。

○議長（荒山光広君） 今、三好議員の申し出でございます。発言に加えることはできませんので、今、お話しになった趣旨で、こういうことですよという説明でよろしいですかね。そのようによろしくお願ひします。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（綿谷敦朗君） 御報告いたします。ただいま配付いたしましたものは、議事日程表（第4号の2）及び議案付託表（その2）、以上2件でございます。

御報告を終わります。

○議長（荒山光広君） お諮りいたします。この際、日程第34から日程第39までを日程に追加し、議題といたしたいと思ひます。これに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、日程第34から日程第39までを日程に追加することに決しました。

日程第34、議案第35号から日程第37、議案第38号までを会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。西岡市長。

〔市長 西岡 晃君 登壇〕

○市長（西岡 晃君） 本日、平成31年第1回美祢市議会定例会に追加提出いたしました議案4件について御説明を申し上げます。

議案第35号は、美祢市行政組織条例の一部改正についてであります。これは、私が市長就任当初から掲げております五つの柱、「市民が主役のまちづくり」、「住みたくなる住み続けたいまちの創造」、「教育環境の充実」、「地域経済の活性化、雇用の拡大」、「市行財政改革の推進」を、第一次美祢市総合計画との整合性を図りながら一体的に推進するため、現在、市長公室が所管しております公共施

設の再編整備や重要施策の調整、秘書業務、広報広聴業務を総合計画を所管しております総合政策部に移管し、事業推進のスピードを早めるものであります。また、あわせて、市長公室の廃止により、組織のスリム化を図るものであります。

なお、この条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

議案第36号は、美祢市上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、地方公営企業法第7条ただし書きの規定に基づき、平成31年度から美祢市水道事業及び美祢市公共下水道事業の管理者の権限を市長が行うこととすることに伴う所要の改正であり、美祢市上下水道事業の設置等に関する条例ほか10本の条例を改正し、1本の条例を廃止するものであります。

なお、この条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

議案第37号は、美祢市農産物加工施設の指定管理者の指定について、議案第38号は、美祢市直売所みとうの指定管理者の指定についてであります。

これは、平成27年度から平成31年度までの間、美祢市農産物加工施設及び美祢市直売所みとうの指定管理者として、山口美祢農業協同組合を指定しておりましたが、平成31年4月1日に、山口県農業協同組合が設立されることに伴い、団体の法人格が変更になることから改めて指定するものであります。

なお、両施設とも指定の期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの1カ年となります。

以上、公の施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により市議会の議決を求めるものであります。

以上、追加提出いたしました議案4件について御説明申し上げましたが、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（荒山光広君） これにて、提案理由の説明を終わります。

日程第34、議案第35号美祢市行政組織条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第35号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第35号、議案第36号美祢市上下水道事業の設置等に関する条例の一部改

正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第36号は、所管の委員会へ付託いたします。
日程第36、議案第37号美祢市農産物加工施設の指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はありませんか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） これ、全般的な指定管理者のことについてですね、農協さんが合併されるということで、法人がいわゆる別の法人になるということで、ちょっと関連した質問になるんですが、議長よろしゅうございましょうか。

○議長（荒山光広君） はい、どうぞ。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 一つは、現在、地方卸売市場、美祢市が所有しております建物を、山口美祢農協さんに（発言する者あり）開設者、市場の開設者ですか——になっておるわけでありますが、法人が変わっていくと自然消滅するのかどうか。

それからもう1点は、今回、指定管理者の名前が変わることなんですが、おふく道の駅の観光開発等についても、株主さんの名義はどう変わるのか。併せて、ちょっと関連でお聞きしたいと思うんですね。

○議長（荒山光広君） 志賀建設農林部長。

○建設農林部長（志賀雅彦君） 竹岡議員のただいまの御質問にお答えをいたします。

まず最初に、地方卸売市場が、現在は開設者がJA山口美祢農業協同組合になっております。4月1日以降を開設者として、新しい山口県農業協同組合に引き継がれ、今後の市場をどうするかということについて検討をされるということをお聞きしております。

○議長（荒山光広君） 西田観光商工部長。

○観光商工部長（西田良平君） 第三セクターの観光開発の株主の件でございます。

山口県農業協同組合に引き継がれます。

以上です。

○議長（荒山光広君） よろしいですか。その他質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第37号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第37、議案第38号美祢市直売所みとうの指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第38号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第38、議案第39号美祢市監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、竹岡議員の除斥を求めます。

〔竹岡昌治君 退場〕

○議長（荒山光広君） 市長から提案理由の説明を求めます。西岡市長。

〔市長 西岡 晃君 登壇〕

○市長（西岡 晃君） 本日、平成31年第1回美祢市議会定例会に追加提出いたしました議案1件について御説明を申し上げます。

議案第39号は、美祢市監査委員の選任についてであります。

監査委員は、地方自治法第196条第1項の規定により、識見を有する者及び市議会議員のうちから、それぞれ1名を選任するとなっております。

つきましては、識見を有する者として、重村暢之氏、市議会議員からは竹岡昌治氏を監査委員として選任いたしたいので、同規定により市議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は、同法第197条の規定により、重村暢之氏は、平成31年3月22日から平成35年3月21日までの4年間、竹岡昌治氏は、平成31年3月22日から平成32年4月26日までの市議会議員の任期までとなります。

以上、追加提出いたしました議案1件について御説明申し上げましたが、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（荒山光広君） 本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第39号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第39号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第39号を採決いたします。本案について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

竹岡議員の復席を許可し、重村暢之さん及び竹岡議員の入場をお願いいたします。

〔重村暢之君及び竹岡昌治君 入場〕

○議長（荒山光広君） 両名におかれましては、ただいま議会におきまして、監査委員の選任に同意されましたので、本席からお知らせいたします。

この際、御挨拶の申し出がありましたので、お願いいたします。

○監査委員（重村暢之君） 議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま、本議会におきまして、監査委員の任命議案に御同意をいただきまして、まことにありがとうございました。

この上は、竹岡監査委員とともに、監査基準に基づき、しっかりと監査を行いたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒山光広君） ありがとうございました。それでは、重村さんは御退場をお願いいたします。

〔重村暢之君 退場、竹岡昌治君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 日程第39、2018台中フローラ世界博覧会等訪問に伴う公費支出の妥当性に関する調査の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、徳並議員、戎屋議員の除斥を求めます。

〔徳並伍朗君及び戎屋昭彦君 退場〕

○議長（荒山光広君） 本件に関し、特別委員長から調査結果報告を求めます。20

18台中フローラ世界博覧会等訪問に伴う公費支出に関する調査特別委員長。

〔2018台中フローラ世界博覧会等訪問に伴う公費支出に関する調査特別委員長 安富法明君 登壇〕

○2018台中フローラ世界博覧会等訪問に伴う公費支出に関する調査特別委員長

(安富法明君) それでは2018台中フローラ世界博覧会等訪問に伴う公費支出に関する調査特別委員会の報告を行います。

報告書を読み上げながら――要点を読み上げながらの報告にさせていただきますので、ただいま配信されましたタブレットを参照してください。

1ページ、めくっていただきます。目次をつくっております。

2ページ、調査の目的を記しております。読み上げます。

美祢市は、2008年3月21日に市町合併し、「交流拠点都市」の創生を目的に交流人口の拡大の取り組みを進めている。

とりわけ、日本屈指の大鍾乳洞「秋芳洞」や我が国最大級のカルスト台地「秋吉台」などの卓越した観光資源を有する本市にとって、近隣諸国への観光客のさらなる誘客活動は非常に重要であると捉えている。

特に台湾を中心とした国際交流に関しては、全国の基礎自治体として単独で初めて台北に事務所を開所するなど、本市のような小さな自治体が他の自治体を先導してきた実績と誇りがある。

そのような中、昨年10月下旬から11月上旬にかけて実施された台湾出張中(2018台中フローラ世界博覧会への出席及び「台中宣言」の調印、台北野柳地質公園表敬訪問)の西岡市長及び同行した市議会議員の不適切な行動について、日本全国はもとより、台湾国内でも報道されるに至った。

これにより、広く本市の印象を損ね、これまで先人が築いてきた本市の信用を大きく失墜させる事態となっている。

そこで、美祢市議会として、本件が市民や報道機関をはじめとする社会的関心事であることを踏まえ、議会自ら、本件出張の目的は達成されたか、効果は得られたか、また、出張に係る事務の執行は適正に行われていたか、などを検証する責務があると考えた。

したがって、本件出張に係る公費支出の妥当性について、総合的な観点から調査、検証を行い、明確な議会の意思決定を行うため、調査特別委員会を設置した。

以上が、調査の目的であります。

1枚めくって、3ページをごらんください。

100条委員会設置の経緯を記しております。

これは、市議会本会議において、調査特別委員会の設置及び100条調査権付与のための決議をしたものであります。これは皆さん、既に十分御承知のことと思えますので、省略をいたします。

次に4ページ、調査特別委員会の委員の名簿を付けております。13人で構成をされております。

5ページをごらんください。

100条委員会の公開等について記しております。美祢市の場合、基本的に、会議は原則公開であります。100条についても、同じ判断をしております。

その下に、4として、地方自治法第100条についての抜粋を記載をしております。

6ページも同じでございます。省略いたします。

7ページ、3調査事件として、「調査事項 2018台中フローラ世界博覧会等訪問に伴う公費支出の妥当性に関する事項」としております。

8ページをお開きください。

4として、2018台中フローラ世界博覧会等訪問に伴う公費支出の内容を記しております。

対象事業の目的、台中訪問等の参加者及び費用、旅程等が記載をしてあります。また、費用等も記載をしてありますが、省略をいたします。

10ページをお開きください。

5として、委員会の開催状況、また、内容の概略について記載をしております。

昨年の12月5日から、前回、平成31年3月22日までの委員会の開催状況を時系列で記載し、そして、会議の内容につきましては、それぞれ、その会議で決まったこと等についてお示しをしております。内容については、省略をいたします。

13ページをお開きください。

6として、資料・記録の提出について記載をしております。

そこに記載がしてありますように、所管課からそれぞれ資料の提出を、その内容を記載したものを示しております。

15ページをお開きください。

資料の説明のために出席をお願いした説明員、それから、委員会として証言を求めた人たちの詳細について、記載をしております。

出頭を求めた証人は、議会の戎屋昭彦議員、徳並伍朗議員、市長の西岡晃氏であります。

16ページをお開きください。

調査の内容と結果を読み上げます。

(1) 事実関係。訪台の経緯。

台中市長から、平成30年6月1日付、文書により「台中宣言」の賛同者としての調印を求められ、同時に台中宣言の調印が行われる「2018台中フローラ世界博覧会」の開幕式へ参加の招待を受ける。

その後、平成30年9月21日、台中市政府観光旅遊局とのメール文書により、本市訪問団に関する経費負担等について連絡、また、訪問団渡航調査表の返信を求められ、山口県、山口市の方を含む主要な訪台者について回答している。

最終的に本市から訪台した9名の選定過程等については、委員会において説明を求めているが、訪台者は西岡市長、徳並議員、戎屋議員、綿谷議会事務局長、西田観光商工部長、早田観光振興課長、神田観光振興課長補佐、阿武政策調整係長及び美祢市観光協会の山本会長であった。

次に、訪台の目的と経費について。

訪台の目的は、平成30年11月から平成31年4月に開催される「2018台中フローラ世界博覧会」は、台中市を中心に開催され、台湾全土からの来場者のみならず世界から注目されている国際イベントとなっている。

山口県では平成30年3月14日から（発言する者あり）11月——失礼。平成30年9月14日から11月4日までの間、山口市を主な会場として、全国都市緑化やまぐちフェア「山口ゆめ花博」が開催され、花にまつわる博覧会を期に、相互交流・情報発信の契機になるものと考えられる。

こうした中、インバウンド事業における重要な位置づけの台湾と交流を進めている本市と観光交流パートナーシップ協定を締結している山口市とが共同して開催する「（仮称）美祢市・山口市シティーセールスデー」を実施することで、今後の台中市並びに台湾との観光・経済交流を一層深めていく。

また、開幕式では、経済と科学技術の発展を追求し自然関係への配慮が希薄となっている現在、自然と人類が、また、自然と経済や科学技術が共存できる「台中宣言」を、山口県・山口市と共に賛同することとしている。

美祢市観光協会が野柳地質公園と観光に関する協定を締結しており、今回、市長をはじめとした職員が表敬訪問することで、今後、文化交流・人的交流を深めていく契機とする。

また、この訪台に要した費用（公費支出）は9名分の旅費のほか、渉外費、消耗品、手数料、使用料及び賃借料等の総計で143万4,331円であった。

なお、本市はこの訪台において訪問団という形態をとっていないため、団長は存在しないが、9名の代表者は西岡市長であった。

次に、証人尋問による証言内容。

公費支出の妥当性に関する調査として、西岡市長及び同行した戎屋議員、徳並議員の平成30年11月4日夜の行動について、100条委員会の証人尋問における証言及び委員会に提出された記録、資料をもとに以下を述べる。

平成30年11月4日、美祢市観光協会が観光に関する協定を締結している野柳地質公園の歓迎レセプションに、本市からは上記3名を含む9名（全員）が参加した。なお、西岡市長は、歓迎会において、相当量の飲酒をしており、「瓶ビールを合計したら約10本以上、日本酒を5合以上、紹興酒を5合以上は飲んでいるというふうに思っております」と証言をしている。

野柳の歓迎レセプション会場から宿泊する台北のホテルに向かう借上げバスの中で、戎屋議員と徳並議員がホテル到着後に2次会に行く約束をした。

宿泊先のホテルには、午後9時30分頃到着後、2人の議員と相談の上、西岡市長も2次会に加わることとなる。

その後、ホテルの外で待ち合わせ3人が合流する。なお、西岡市長は、ホテルから外出することを秘書に連絡をしたり、随行を求めたりすることをしていない。

ホテルを出発した直後、ホテルの従業員を名乗る現地の男性が現れ、（2次会の）店を紹介すると話しかけられる。

西岡市長と現地の男性が会話をしながら、議員2人を先導するかたちで案内される店に向かう。

道中、西岡市長と現地の男性に遅れながら付いていく2人の議員は、案内される

店までの距離が長く、時間がかかることを懸念し、二、三度「帰ろう」と西岡市長に告げているが、現地の男性から「もう少し、もう少し」と繰り返し言われ、案内される店まで同行している。

現地の男性に案内されたのは、いわゆる風俗店（カラオケ店型）であったが、3人とも入店時に風俗店であるとの認識は抱かなかったと証言している。

なお、西岡市長は店を紹介した男性に対し、お礼として、持ち合わせの小銭でチップ「230台湾ドル」程度を支払っている。

平成30年11月29日市長記者会見で記者の質問に市長みずからが答えられています。

カラオケ店に入店後、3人がそれぞれ、料金（3,000台湾ドル）を現金で支払い、カラオケを始める。その後、突然女性が半裸に近い格好となり、接待を始めたため、「風俗店」だと気づき、その2～4分後に議員2人とともに西岡市長も退店する。なお、カラオケ店の滞在時間は15分～30分程度だと証言されている。

カラオケ店を出ると、店を案内した男性が近くにおり「早いね、時間はまだある」というような言葉をかけられる。

戒屋議員は風俗店を紹介した男性に憤りを示したと証言しているが、西岡市長は土地に不慣れであることからその男性に宿泊ホテルまでの道案内を頼んだと証言している。

タクシーを利用しなかった理由について、「持ち合わせがなかった」と西岡市長が証言している。

宿泊先のホテルまでの帰り道についても、行きと同様、西岡市長と現地の男性が議員2人を終始先導した。西岡市長は「男性とは台湾に関わる会話などをしながらホテルに向かった。議員2人とは最大100メートルくらいの離れていた」という内容の証言をしている。

なお、カラオケ店を出てから宿泊先のホテルに帰る際、議員2人との距離が開きすぎたため、西岡市長は宿泊先のホテルの近くにあるコンビニ店に立ち寄っているが、コンビニに到着するまでの帰り道で現地の男性から「女性は必要ないか」との話をもちかけられ「必要ない」と断ったと証言している。

その後、西岡市長はコンビニに立ち寄り、お茶を買って飲みながら2人の議員を待っていたと証言している。

西岡市長は、遅れてきた議員2人の姿が見えたため、コンビニを出たところ、現地の男性と5、6人の女性に囲まれ、現地の男性から「どの子がかわいいか」などと声をかけられ、現金（5,000台湾ドル）の提示なども受けている。

証言及び平成30年11月29日市長記者会見で記者の質問に市長みずからが答えられております。

遅れてコンビニ前に到達した議員2人のうち、戎屋議員にも現地男性から声をかけられているが、戎屋議員は断りホテルに帰ったと証言している。また、徳並議員は、途中で煙草を吸っていたため、少し遅れてコンビニの前に差しかかった。その際、西岡市長が現地の男性及び4、5人の女性と話をしていたが、そのまま通り過ぎてホテルに向かったと証言している。

この状況について、西岡市長は、「両市議会議員の方が、後ろから私を追い抜いて行く時にも、男性から2人に「女性はどうだ」という話をされていたと思う」と証言している。

西岡市長は、コンビニ前で現地男性と数人の女性に囲まれ一定の間、話を続けていた理由について、現地の男性と台湾のこと等を話していたことや、腕を掴まれたため拒絶するといったやりとりがあったことを述べ、その際、現地の男性から女性を勧められ料金のやりとりもあったが、断りホテルに帰ったとも答えている。

平成30年11月29日の市長記者会見で記者の質問に市長自ら答えられております。

その後、先にホテルに帰った2人の議員がロビーで休んでいると、遅れてホテルに帰って来た西岡市長の後ろを女性がついてきており、西岡市長の乗ったエレベーターにその女性も乗った。

西岡市長は、この女性について、コンビニ前にいた女性であることを認めたと見え、「ホテルの前で振り返るとついてきていた」、「エレベーターに乗る前に「お見送り」か「おやすみ」かは定かではないが、片言の日本語を話していた」、「エレベーターにその女性と乗ったが部屋には入れていない」と話している。

証言及び平成30年11月29日の市長記者会見での市長自ら記者の質問に答えられます。

なお、西岡市長が乗ったエレベーターに女性も乗ったことについては、2人の議員も「目撃した」と証言しているが、「ホテルの部屋に入るところまでは目撃はし

ていない」と証言をしている。

20ページになります。2として、問題点と委員会の判断を記しております。

美祢市議会は、平成30年9月定例議会において、これまで度重なる執行部の事務手続き等の不備を指摘のうえ、専決議案1件及び決算議案2件について、それぞれ、不承認（賛成多数）、不認定（全会一致）とした。

さらに、同定例議会の平成30年10月26日（本会議最終日）には「市民の市政に対する信頼の回復に努めることを求める決議」を議会の全会一致で可決し、西岡市長に対し文字どおり市民の市政に対する信頼回復を強く求めている。

これは、本市の事務事業の実施にあたり庁内協議の不足、チェック機能の欠如など、組織として正常に機能していない現状に対する議会からの警告であった。

台湾訪問事業は、その議会の議決から約1週間後に実施されている。

本事業については、事業目的のとおり、インバウンド事業における重要な位置づけとして台湾との交流を進める本市と観光交流パートナーシップ協定を締結している山口市とが、2018台中世界博覧会において共同事業を開催することで、今後の台中市並びに台湾との観光・経済交流を一層深めていくこと。

また、美祢市観光協会が観光に関する協定を締結している野柳地質公園に市長をはじめとする職員等が表敬訪問することで、今後の文化・人的交流を深めていく契機とすることなど、本市が強く推進する台湾との国際交流事業である。

そのほか、本市と台湾との交流については、平成25年4月に南投県水里郷と友好交流促進に関する確認書を締結し、教育交流、市民海外研修、中学生の交流事業等を実施するなど、「小さなまちの大きな国際交流事業」として成長している。

したがって、本事業に対するこのたびの公費支出について、議会は否定的な立場をとるものではない。

しかし、今訪台の出張期間中である平成30年11月4日の公務終了後、西岡市長、徳並議員及び戎屋議員が台北市内でとった行動は公職の立場にある者として、大きな問題がある。

西岡市長の行動は、秘書に連絡をすることなくホテルを外出した後、議員2人を伴い、いわゆる風俗店（カラオケ店型）に入店し、店員の女性が上半身の服を脱いだことから風俗店であると認識した後はすぐに退店しているとはいえ、15分から30分程度は滞在したというものである。また、西岡市長は、買春自体は認めてい

ないが、少なくとも買春に関するやりとりがなされた現場にいた現地女性とともに、ホテルのエレベーターに同乗している。買春行為についての確たる証拠はないが、社会通念上、疑惑を抱かれても致しかたない状況であると考えられる。

これらのことにより、本市が国際交流という相互の信頼関係のもと、これまで積み上げてきた台湾当局からの信用を大きく失墜させるとともに、市民が対外的な羞恥の目にさらされる結果となっているのも事実である。

また、このたび訪問使節の代表者が事実上、西岡市長であったことを考えると、代表者自らが信用失墜行為をとったことになり、その責任は非常に重大であると言わざるを得ない。

これらは市長という公職者としての自覚と責任に欠ける極めて軽率で、危機管理意識を著しく欠く行為であり、誠に遺憾である。

以上のことから、このたびの訪台における公費支出の妥当性については、事業本来の目的、効果の一部は達成できたものとするが、出張中の西岡市長、徳並議員及び戎屋議員の行った行動により、本市の対外的なイメージダウンは明らかであり、そのマイナス効果は計り知れないものであると考える、と結んでおります。

次に、22ページには、調査にかかった経費等を記載をしております。

23ページには、その他として、委員派遣と——これは弁護士さんに相談に行った時のことではありますが、記載をしております。

以上が、本特別委員会における調査の結果報告であります。

以上で終わります。

○議長（荒山光広君） 2018台中フローラ世界博覧会等訪問に伴う公費支出に関する調査特別委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、2018台中フローラ世界博覧会等訪問に伴う公費支出の妥当性に関する調査に対する討論を行います。御意見はありませんか。山中議員。

○9番（山中佳子君） まず、証言の内容と結果の19ページになります。

最後から3行目に、「なお、西岡市長が乗ったエレベーターに女性も乗ったことについては、2人の議員も「目撃した」と証言しているが、「ホテルの部屋に入るところまでは目撃はしていない」と証言している」という3行をつけ加えていただ

いたことは評価いたしたいと思います。

その次に、問題点と委員会の判断、20ページになります。

お終いから9行目ですか、「したがって、本事業に対するこのたびの公費支出について、議会は否定的な立場をとるものではない」とあります。私も公費に——公費の支出に関しては、公務はきちんと行われており、問題はなかったと思っております。

その次、21ページになりますが、上から2行目、「買春行為についての確たる証拠はないが、社会通念上、疑惑を抱かれても致しかたない状況であると考えられる」とありますが、この辺の表現について、私は何度も申し上げておりますが、「社会通念上」とか「買春行為」というふうな言葉も、それほど100条委員会の中では使われていなかった言葉であり、こういう表現にはちょっと疑問を抱きます。

私は、今回の台湾での西岡市長の一連の行動に、女性との不適切な行為、また、倫理に反するような行動も行為もなかったと判断いたします。

そして、私たちは両論併記をお願いをしておきました。しかし、前回の案のときには異なる委員の意見ということで、三つ挙げられておりました。

まず、「西岡市長の買春疑惑の件について、女性とホテルのエレベーターに乗ったことは証言で認めているが、そのことをもって、疑惑があるとは言えない」、2番目に、「女性を部屋に招き入れたという確たる証拠はなく、不適切な行動だとは言えない」、3番目に、「当日の公式行事（公務）終了後の行動であると理解している。との意見があったので申し添える」という部分がありましたが、それが削除されております。そのようなことから、私はこの報告書に対しては反対いたします。

以上です。

○議長（荒山光広君） その他御意見はございませんか。岡山議員。

○6番（岡山 隆君） もう既に、この100条委員会調査報告（案）には——報告書（案）においてはですね、もう委員会で、何度も私は質疑してきました。

それで、今は討論ということで、意見それぞれ述べますけれども、私については、今回、賛成の立場で意見を申し上げます。

いずれにしても、繰り返しやってきましたけれども、今回は、この100条委員会においてですね、2018台中フローラ世界博覧会等訪問に伴う公費支出の——経費、こういったところのものについてはですね、その書類に目通しをさせていた

だいたし、また、昨年11月29日の西岡市長1時間にわたる記者会見、こういったところの議事録、私も見させていただいて、多くの方も、一応、その辺は確認されておると思っています。

また、3番目としては、証人尋問。3名の証人尋問における証言、こういったところもちゃんと見させていただいたところでございます。また今回、それに伴っての安富委員長——100条委員会の委員長、そして議会事務局と、整合性がきちっと、それらの資料を頭に入れながらの、このたたき台というものをつくってまとめてきております。

そして、500ページ等にわたるこういった資料に、今私が申し上げた資料に対しても、下関における弁護士法人ラグーン事務所において、2名の弁護士が徹底的にですね、この辺については調査、そして精査し、チェックしてできたものであります。

そういったところでですね、この辺は——今の反対意見というものは、まさに見方として、今回、報告書（案）については、委員長の私見ともいえるべき偏った見方で作成しているというところのものが外れない。もう、そのこの1点でずっときてるということ、私は見てとれるわけでございます。

それで今回、2名の弁護士が最終的に、たたき台をベースに取りまとめたこの報告書というものを私はそれに対して云々——いろいろ問題があると言われて委員会でもやりましたけれども、それはですね、私は、2名の弁護士に対する侮辱であり、名誉棄損ともいえるべき、こういったところにつながってくる可能性もあるかなと、そういうことも、ちょっと危惧しているわけでございます。

逆に、この弁護士2名の方が、今回の質疑とか聞かれたらどのように思われるか、本当に私は危惧するところがあります。今後、当面しっかりと、報告書（案）については、両論併記することもないし、両論併記しなければならないという、こういったラグーンの2名の弁護士では、そういったことは一切出てきてないと思っております。

そういった面においては、しっかりと、今回、こういった報告書（案）については、私は、議会だよりも、しっかりと載せていかなくちやならないし、または市報に載せていく。また、美祢市のホームページにもずっとですね、これは非常に大事なことであり、この倫理感——倫理に関する——政治倫理に関することにも、大き

なかかわりというものもあると私は考えております。

そういった面においては、しっかりとホームページにも残して入れてですね、市民の皆さんに、今回の報告書（案）というものが、きちんとした弁護士2名によって精査されてできたものであるということをですね、しっかりと訴えると同時に、情報公開を今後ともきちんとしていただきたいということをお願いを申し上げまして、賛成の意見とさせていただきます。

○議長（荒山光広君） その他御意見ございませんか。秋枝議員。

○5番（秋枝秀稔君） 私、このたびの報告書につきましては反対の立場であります。

いろんな意見が——報告書ですから、いろんな意見が出たと思いますが、それは、やはり書いてほしかったということがございます。

繰り返しになりますが、20ページの2行目からの議会の不承認、不認定に関する記述についてはですね、このたびの台湾訪問事業とは、かかわりのない事項ということで、記載すべき必要はないというふうに考えております。

同じくですね、今度は21ページの3行目からですが、「社会通念上」という言葉が使われておりますが、社会通念とはですね、社会一般に通用している常識または見解ということで——意味ではありますが、エレベーターに女性と乗ったら、社会通念上で買春という捉え方と言葉につきましては、問題があるというふうに考えます。

またですね、同じく6行目にですね、台湾当局から信用を大きく失墜させるという断定的な書き方につきましても、私はちょっと問題があるかなというふうに思っております。

以上で、反対の意見とさせていただきます。

○議長（荒山光広君） その他御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） 100条委員会の報告（案）は、全員の一致が望ましいと思います。会派でも協議をされ、歩み寄りも見られましたが、双方の意見を取り入れるなど、全員が納得のいくように、もう少し協議は必要ではなかったかと思っております。したがって、採決に反対いたします。

○議長（荒山光広君） その他御意見ございませんか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 済みません。ちょっと中座しましたんで大変申しわけないです。流れがわからんまんまに討論させていただきますが。

私は何度も申し上げてきたと思うんですね、この100条委員会で。100条委員会は、そもそも報告書は、証言に基づいて書くのが正しいんじゃないかなと思うんですね。

このあいだも委員会の中で、純政会が出されたQアンドAをとってやったら、見解の違いだとかうおっしゃったんですね。それは見解の違いでもいいんですが、この100条の報告だけは、証言に基づいてきちっと整理をすべきだと。そういう点では、私は委員長は極めて公正・公平にやられたと思うんです。

ただ、どうしても、この証言の中身に若干疑義があるんですね。だけど、言うても取り上げてもらえませんでしたから、私は司法の手にかけていたいと思ってるんです。本当にあれだけの酒が飲めて、1時間バスに揺られて、そして、さっき書いてありました、カラオケ型と書いてありましたが、そういうところに誘導して行って、それで都合のいいことはきちんと覚えておられて、都合の悪いことは全部、酔ってたからわからない。

その辺で私は、そういう意味からすると、それにも疑義があるんですが、やはり言われた事実はちゃんと書かれていますんで、私はこのままでいいと思います。それから、どうしても疑義なる点は司法の手にかけていきたいと、そう思っております。以上です。

○議長（荒山光広君） その他御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、2018台中フローラ世界博覧会等訪問に伴う公費支出の妥当性に関する調査について採決いたします。本件は、委員会報告書案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒山光広君） 起立多数であります。よって、原案のとおり可決されました。

なお、ただいま可決されました本件につきましては、公開することといたします。

これをもちまして、2018台中フローラ世界博覧会等訪問に伴う公費支出の妥当性に関する調査を終了いたします。

徳並議員、戒屋議員の復席を許可いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

午後 2 時 1 6 分休憩

午後 4 時 0 0 分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第 3 4、議案第 3 5 号から日程第 3 7、議案第 3 8 号までの計 4 件を会議規則第 3 5 条の規定により一括議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。総務民生委員長。

〔総務民生委員長 末永義美君 登壇〕

○総務民生委員長（末永義美君） ただいまより、先ほど開催しました総務民生委員会の委員長報告を申し上げます。

まず、議案の審査結果から御報告します。

本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第 3 5 号美祢市行政組織条例の一部改正について、及び議案第 3 6 号美祢市上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についての 2 件について、委員全員出席のもと慎重に審査いたしましたところ、全会一致にて、原案のとおり可決されました。

それでは、この議案の審査過程における主な質疑について御報告を申し上げます。

議案第 3 6 号美祢市上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、委員より、条例改正により——本条例改正により、上下水道事業管理者を置かず、今後は、市長がその権限を行うところとなるが、そのメリットとデメリットについてお伺いしたい。

また、上下水道事業においては、これから、事業の民営化や大型施設整備、さらに水道料金の改定など課題が山積しているが、意思決定のスピード感を欠くことはないかとの質疑がありました。

副市長より、メリットは、管理者の給与が必要なくなり、経費健全化への——経営健全化への一助になると考えています。また、デメリットとして、重要案件に対する意思決定等に遅滞を起こすことが考えられますが、執行部一同、市長との連携を密にして、そのようなことがないように努めたいと考えておりますとの答弁がありました。

以上をもちまして、総務民生委員長報告を終わります。

〔総務民生委員長 末永義美君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 総務民生委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、総務民生委員長の報告を終わります。

〔総務民生委員長 末永義美君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 続いて、教育経済委員長の報告を求めます。教育経済委員長。

〔教育経済委員長 戎屋昭彦君 登壇〕

○教育経済委員長（戎屋昭彦君） ただいまより、先ほど開催いたしました教育経済委員会の委員長報告を申し上げます。

まず、議案の審査結果から御報告いたします。本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第37号美祢市農産物加工施設の指定管理者の指定について、議案第38号美祢市直売所みとうの指定管理者の指定についての2件について、委員全員出席のもと慎重に審査いたしましたところ、全会一致にて、原案のとおり可決されました。

それでは、この議案の審査過程において委員より発言がありましたので御報告いたします。

山口美祢農業協同組合が山口県農協——農業協同組合に変更となることについて、委員より、法人格が変更となることについて、文書での通知はあったか、業務プロセスを明確にするためにも文書で確認されたいとの発言がございましたが、内容については割愛させていただきます。

以上をもちまして、教育経済委員長の報告を終わります。

〔教育経済委員長 戎屋昭彦君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 教育経済委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、教育経済委員長の報告を終わります。

〔教育経済委員長 戎屋昭彦君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

これより、議案の討論、採決に入ります。

日程第34、議案第35号美祢市行政組織条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第35号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第35、議案第36号美祢市上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第36号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第36、議案第37号美祢市農産物加工施設の指定管理者の指定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第37号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第37、議案第38号美祢市直売所みとうの指定管理者の指定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第38号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

午後４時 ７分休憩

午後４時４０分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（綿谷敦朗君） 御報告いたします。ただいま配付いたしましたものは、議事日程表（第４号の３）、以上１件でございます。

御報告を終わります。

○議長（荒山光広君） お諮りいたします。この際、日程第４０を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、日程第４０を日程に追加することに決しました。

日程第４０、議員提出議案第１号美祢市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。高木法生議員。

〔高木法生君 登壇〕

○７番（高木法生君） それでは、議員提出議案第１号美祢市議会委員会条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

なお、本案は、末永義美議員、戎屋昭彦議員、猶野智和議員の賛同をいただきまして提出するものであります。

先ほど、市長提出議案第３５号美祢市行政組織条例の一部改正についてを可決し、本市の行政組織から、市長公室が解かれることになりました。このことに伴いまして、美祢市議会委員会条例第２条第１項第１号にあります総務民生委員会の所管から、市長公室を削除するものです。

以上で、提案理由の説明といたします。

なお、この条例の施行期日は、平成31年4月1日としております。全会一致をもって、御議決賜りますようお願い申し上げます。

〔高木法生君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） これにて、提案理由の説明を終わります。

これより、議員提出議案第1号の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

〔高木法生君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議員提出議案第1号の討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議員提出議案第1号を採決いたします。本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。安富議員。

○15番（安富法明君） 1点だけ、議長のお許しをいただきました。

おかげをもちましてですね、全会一致とはなりませんでした。100条委員会の報告をさせていただくことができました。ただ、この中において、私の責任において、申し上げておきたいことが1件だけございます。

これは、会議録の写しであります。2月の26日の会議録なんですが、この中で、委員長報告に対する質疑を受けたわけですが、このように発言をされておる方があ

ります。前後は省略をいたします。

2人の議員——2人の議員っていうのは徳並議員であり、戎屋議員であります。

「2人の議員の責任については、懲罰動議や政治倫理審査会で追及されるべきものであり」云々とあります。これと同じような意見を申されてる方が、まだほかにもあります。

このことについてはですね、私は、委員長としては、100条の中では、このような形での責任追及は難しいと思いますということは申し上げてと思うんですが、議長のほうでですね、このことに関する御配慮をお願いしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 今、安富議員のほうからお話がありましたけども、政治倫理審査会のことではないかなと思いますけども、この件につきましては、議員2名以上の所要の手続をされて申請されれば、政治倫理審査会要綱にのっとり進めることができると思いますので、またそういうことがあれば、お申し出をいただきたいというふうに思います。よろしいですか。山中議員。

○9番（山中佳子君） 今、安富副議長が言われたことは、私の発言ではないかと思いますが、今、前後をはしよると言われましたが、その前後が大変、私は大切だったと思います。私が言った発言をちょっと述べさせていただきます。

「議員の責任については、懲罰動議や政治倫理審査会で追及されるべきものであり、あくまで地方公共団体の事務に関する調査を行うという100条委員会の趣旨にのっとりた報告書にすべきであると思います」と、私は述べております。

だから、100条委員会のあり方について私は意見を述べたのであって、2人の議員さんをどうこうしようという意味で申し上げたものではありません。

○議長（荒山光広君） わかりました。いずれにしても、先ほど発言がありましたので、もしそういうことであれば、手続を踏んでできると思いますので、されるかされないかは、またよく検討していただきたいと。議長のほうで積極的に開くということではできませんので、そういうことでよろしく願いいたします。よろしいですか。

それでは、これにて、平成31年第1回美祢市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後 4 時 4 9 分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成31年3月22日

美祢市議会議長

会議録署名議員

〃